

議会運営委員会

平成30年1月16日（火）

午前10時00分開 会

○村田委員長 おはようございます。

定刻になりましたので、議会運営委員会を開きます。

本日の議題につきましては、平成30年の第1回臨時会についてでございます。

まず最初に、提出議案についての説明を求めたいと思いますが、その前に市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、平成30年第1回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案等につきましては、議案第1号、尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正についてと、報告第1号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）であります。

議案第1号の条例改正につきましては、第6次尾鷲市総合計画に掲げる本市の将来都市像、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」、この実現に向け、私の描く重点政策の推進に適した効率的な事務執行体制を整えるため、平成30年度の組織機構の一部を見直すことといたしました。

提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長 それでは、提出議案について、担当より説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、平成30年第1回尾鷲市議会臨時会の提出議案について御説明いたします。

お手元の議案書の1ページをごらん願います。

議案第1号、尾鷲事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正についてにつきましては、第6次尾鷲市総合計画の計画期間も残り4年となり、本市が掲げる将来都市像、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向けて、重点政策の推進に適した効率的な事務執行体制を整えるため、平成30年度の組織機構の一部を見直すものであります。

お手元の資料とあわせて御参照願います。資料の3ページもごらん願います。

今回の見直しの内容といたしましては、現在の課の名称を市民にわかりやすい課名にするもので、市長公室を政策調整課に改め、市政改革担当を配置することにより、総務課より行政改革に関することを移管させ、行政の無駄、むらの徹底排除を図り、限られた財源や人員で、専門化、複雑化する行政課題へ対応してまいります。また、政策調整係を企画調整係に、人づくり支援係を地域創生係に改めるものであります。

次に、資料の4ページ、福祉保健課では、権限移譲や法律改正等により業務が多様化されていることから、健康長寿推進係を健康づくり係に改めるとともに、現在の高齢者・児童係を高齢者福祉係、子育て支援係の2係とし、子育て支援係を福祉保健センターに移転させ、母子保健、子育て支援の充実を図ってまいります。

5ページの産業部門では、地域産業の基盤である農林水産業の連携を強化し、総合的、一体的な振興を図るため、水産商工食のまち課の水産部門を農林部門と統合し、水産農林課とするものであります。また、商工観光課には、地域産業や地域文化の伝承など、地域資源を活用した尾鷲市の魅力を発信するため、おわせ魅力発信担当を配置します。

その他といたしましては、出納室を会計課に、防災危機管理室を防災危機管理課にそれぞれ改めるものであります。

7ページは機構図の新旧対照表であります。12課3室が15課となり、課の数に増減はございません。

また、尾鷲市議会委員会条例の一部改正につきましては、第2条に規定する総務産業常任委員会の所管する課の名称を前述の課名に改正するものであります。

次に、議案書に戻っていただき、報告について御説明させていただきます。

議案書の4ページをごらん願います。

報告第1号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）についてにつきましては、昨年11月に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

6ページをごらん願います。

事故の概要といたしましては、昨年11月13日午前9時30分ごろ、木のまち推進課の職員が、担当工事現場に向かうため、市内南浦地内の国道425号をクチスボ方面に走行していた本市公用車が、狭隘箇所では対向車とすれ違うために車両を後進させた際、後方の確認を怠り、車両右後部を相手車両の左前部に接触させたも

のであります。損害賠償額は、相手車両の修理代49万8,204円であります。

職員による公用車の事故につきましては、昨年8月にも商業施設駐車場で接触事故を起こしております。職員のコンプライアンス行動指針にも、交通法規、マナーの遵守ということで、交通事故を防止するため、また、率先して法令を遵守すべき公務員として、公私を問わず交通法規を遵守し、常に安全運転に努めるよう指導しており、課長会議等でも再三再四公用車の運転には注意を払うよう喚起している中での事故であることから、今後は交通安全協会等から講師を招き、全職員を対象とした交通安全研修の実施を計画させていただきます。大変申しわけございませんでした。

以上で提出議案の説明とさせていただきます。

○村田委員長 第1回の臨時会に提出予定であります議案について説明がございました。

これにつきまして、委員の皆様から御意見があれば御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 別段意見もないようでございますので、ただいま執行部から説明のありました議案第1号、それから報告第1号につきましては……。

○三鬼(和)委員 報告の分だけ確認ということで。

損害賠償は対物ということだと思んですけど、人身は、これはむち打ちとか、そういったものは発生しなかったんですか。確認だけお願いします。

○下村総務課長 軽い接触でありましたので、人身には至りませんでした。

○村田委員長 よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、今臨時会に提出をします議案第1号、報告1号については提出とするものと決定をいたしましたので、よろしく願います。

次に、会期及び議事日程(案)についての説明を事務局よりさせたいと思います。

○岩本議会事務局長 それでは、事項書2番目の会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期につきましては、1月19日金曜日の1日間の予定でございます。会議は、午前10時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、議案上程、

提案説明、質疑、委員会付託、これは先ほど執行部より説明がございました議案第1号、尾鷲市事務分掌条例及び尾鷲市議会委員会条例の一部改正についての1議案についてでございます。委員会付託の後、本会議を休憩し、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただき、付託議案の審査を行っていただきます。委員会終了後、本会議を再開していただきまして、審査経過の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただきます。

次に、報告第1号、専決処分事項について（損害賠償の額の決定）の報告案件1件につきまして、報告、質疑を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、今通知させていただきますが、議案質疑発言通告書の提出期限につきましては、前日でございます1月18日木曜日の午前11時までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ、ただいま議案付託表のほう、通知させていただきました。御確認をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

済みません、もう一つ、ごめんなさい。

討論につきましては、今回は事前通告は設けておりませんので、当日通告を本会議場で行っていただくということをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村田委員長 第1回の臨時会、会期及び議事日程について説明がございましたが、これにつきまして御意見がある方の御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 じゃ、事務局の説明のとおり進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、皆さんにお諮りをいたしたいと思いますが、今臨時会における執行部出席者の確認でございますけれども、この臨時会につきましては市長、副市長、教育長、総務課長、市長公室長の5名の出席ということでもありますので、皆さん、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 よろしいということで、この5名の出席で臨時会を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、議運の管外視察について、事務局より説明。

○岩本議会事務局長 既に通知のほうをさせていただいておるんですけども、1月24日水曜日、25日木曜日の2日間で当委員会の管外視察を予定させていただいております。

視察先につきましては、京都府の亀岡市議会及び三重県亀山市の二つでございます。内容は、議会基本条例の検証作業等についてということで予定しておりますので、御参加いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長 報告は以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、その他の項に入りたいと思いますが、議長。

○南議長 先ほど始まる前に監査事務局の局長が来まして、まだ先の話なんですけれども、地方自治法の改正により議選監査ができる、できんという、どちらでもええというような、議選、選んでもいいですよ、選ばなくてもいいですよという条例が4月から施行されるに当たって、19日に代表監査が御相談したいということでございますので、一応流れとして、議選監査も執行部のほうへ、執行部じゃないんですけど、中途半端な形なんですけれども、これまでどおりの形で、そのような方向で考えておるとのことだけは言わせてもらってもええのかなというようなことで、先ほどの話です。

代表監査に言わすと、民間の代表監査のなり手がなかなか見つかりにくいような状況の中で、2人を民間から選出するというのは不可能であろうと、恐らく今の現状で。できたら議選監査は置いていただきたいというような意向があるみたいな話らしいです。そういうことです。

○村田委員長 議長から報告がございました。

これについて御意見はございますか。

議長の報告では、これまで、従来どおり議選の監査も入れていくということでございますが、これでよろしいですね。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、そのように議長、取り計らってください。

その他の項ですので、その他、何かございますか。

○楠委員 私のほうから提案を2件ほどさせていただきたいんですけど、ペーパー、ありますか。じゃ、よろしいでしょうか。

まず、1点目、お手元の配付されました資料に、提案、平成29年定例市議会一

般質問経過報告書と、一つの事例として書かせていただいておりますけど、これにつきましては、中段より太目の線で囲ってある、説明概要として2点ほど、一般質問後の進捗を確認するために作成するという事。これ、執行部の一般質問時においても、取り組みます、検討します、研究しますと返答したものを基本的には対象としながら、第1回から第4回定例市議会を、年明け、ことしで言えば2月の、翌月中旬までに、年間の執行部の対応、取り組みの経過報告を提出していただければなというふうに思います。

これは、一般質問をなかなか市民の方も聞いておられなくて、おまえ、何質問しているんだとか、そういう声も聞きますし、執行部のほうも努力していますよということが明確にわかるような形になればいいのかなというふうに思っております。こういう点で、年間の取り組みを一つの資料としてまとめていただければなという考え方を提案させていただきます。

執行部の返答は、一般質問の席においては、市長答弁で、取り組む、あるいは検討する、研究する、物によっては聞き置くという四つの点があるかと思うんですけど、基本的には、この上段三つの分が現在どんなふうな取り組みをしているのかということで、参考に番号を入れて、質問者の名も入れ、項目、要旨、それから返答、取り組みの現状、経過、そういうものを報告していただければなというふうに思っております。これは、すぐここでやってくださいということではなくて、これからまたいろいろ議論しなきゃいけないのかなというふうに思っております。

2点目につきましては、外部団体を除いて、庁内の組織から私たち議員のほうに、出席依頼の文書、あるいははがき等がこちらのほうに届くわけなんですけど、この辺も、議会事務局には大変御苦労されるかと思うんですけど、取りまとめて出席、欠席の作業をやっていただければ、郵券を使うことなく作業が済むのではないかなというふうに思っておりますので、件数は少ないにしても、はがきとか封書でわざわざ切手を張って、個人個人の議員に出す必要はないのかなというふうに思っておりますので、ぜひその辺の取り組みを検討していただければというふうに思っております。

以上です。

○村田委員長　ただいま楠委員のほうから提案といたしますか、御意見がございました。

1点は、一般質問についての回答、どこまで、進捗状況はどうかというようなことを文書的に提出してもらったらどうかということでもありますけれども、これ

について委員の皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますけれども、これは、あくまでも一般質問というのは個人でやられることでありまして、議会全体で執行部に問うておくことなら、当然、そのことは私は成立しようかと思っているんですが、個人個人の一般質問について、その状況とかいうことについては、個人の責任において、担当に行って回答を求めるとか、進捗状況を調べるとかいうこともあるのではないかという気がいたしますけれども、委員の皆さんから御意見をお聞きしたいと思います。

○濱中委員　1点確認なんですけれども、これをペーパーにしたものを執行部に提出していただくというような趣旨になりますか。

○楠委員　執行部から議会のほうに、全員が確認できるということを考えております。

○濱中委員　今までも、例えば私個人ですと、一旦一般質問でしたことに対する進捗に関しては、次なりその先の一般質問で、その取り組み確認なり進捗確認なりということを経機として使ってきたように思いますし、それと、これは議会側が情報発信の仕方として、個人のものであれば、それぞれの報告会なりペーパーなりということを使われている方もおりますし、そういったあたりかなというふうには思うんですけれども、今、事務事業の軽減を目指すような行政改革もありますので、そのあたり、どうかなという気はするんですけれども、どうですか。

○楠委員　御指摘のとおり、事務事業全体を軽減していく討論は必要だと思うんですけど、やはり一般質問する以上は、私たちは市民の負託を受けているわけなので、基本的に13名の議員、議長、副議長はなかなか質問する機会がないんですけど、その他の議員さんも対等に、市民にその状況を知らしめる一つの方法でもあるのかなと。個人は個人で、またそれは問題はないと思うんですけど、全体として、議員も議会も一体として動いていますよという一つの形にはなるのかなというふうに思っております。

以上です。

○濱中委員　趣旨は十分に理解できますので。それでしたら、例えば議会報告の広報ですとか、それが紙になるのか、ネットを使ったものになるのかはあるとしても、議会側の業務として進めるところから考えるのが先かなというふうな気はするんですけれども、どうでしょうか。

○楠委員　確かに、議会だよりを毎回出せるのであればこの作業は要らないんですけど、なかなかそこまで、広報誌を使って議会だよりを出すのはやっぱり経費が

相当かかるということを考えると、一括で進捗を報告していただければ、それで要件を満たして、さらに新年度でやって、またその一般質問のパート3、パート4とか、そういう作業に進めていける参考資料になるのかなというふうには思っております。

以上です。

○濱中委員　　そうしますと、こういった経過をまとめていただいたものをどういった方法で市民の方にお見せするような形を考えられているのかお聞かせください。

○楠委員　　基本的には、あくまでもホームページとか、そういうものでしっかり、上岡議員さんも言われているように、その方法のあり方を検証して、広く知らしめる方法は、電子データでは十分できるのかなというふうには思っております。

○村田委員長　　他にございませんか。

○三鬼（和）委員　　先ほど議会だよりの話で、議会だよりの、実はやっておったんです。一般質問、質疑等があったんですけど、先ほど話が出ましたように、議長、副議長が一般質問をほとんど、特に議長はその1年間全くしないということと、個人差もあるということで、広報だよりをするメンバーは、そうやって一般質問も質疑もするような人が集まるわけなんですけど。なので、一遍頓挫したというか、やめたということがあって、もう一つは、タブレット議会もそうなんですけど、SNSとか、できるだけこういった情報発信をしようかって取り組んできた中で、今、濱中委員が言われておりましたように、執行部にこういったものを、言うたら、この施策に対して賛成の議員もおれば反対の立場って、現状としては今、共産党さんなんかはいませんが、おるわけじゃないですか。それに対して、また別々の執行部の見解を示さなあかんというのがあるわけでしょう。それで、そういった面が、今、SNSを持っておるんやから、ネットへどういった一般質問をしたということを上げたらということで、徐々に今いろんな角度を持って載せるようにしておるので、もっとホームページの載せ方をもう一遍、議運等を通じて議論することによってクリアできないかということで、執行部には余り負担をかけさせないような形で、もう一度全員でこのあり方というのはしたらどうかなとは思いますが。

○村田委員長　　他にございませんか。

○南議長　　楠委員の新たな提案というのは、大筋としては、ある程度はなるほどなって、新しい感覚で精査したいということで、理解はいたしたいと思います、まず1点。

ただ、一般質問については、今皆さん、先ほどお話があるように、個人の責任に

において、尾鷲市の一般事務に関する質問ということですので、それぞれの議員が、過去においたら、自分のした質問については、執行部に対して追跡調査という言葉が適当じゃないんですけれども、どうなっておるんやろうな、あれはというようなことで、努力をされてみえるのが今の現実だと思いますし、いましばらく、執行部の考え方もあります、それは。あくまでも議会側の立場と執行部側の立場とあるということ、執行部のほうの意見も、集約した意見を聞かせていただきたいなと思うんですけども、きょうすぐに市長に返事してと言ってもなかなか難しいことだと思います。

ただ、議会の基本条例の中に、第7条、一般質問については触れていないんですけれども、議会は、市長が提案する計画、政策、事業等について論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対して次の掲げる事項の説明を議会が求めることができるとうたわれています。その中には、政策過程の根拠、まさに楠さんが言われておるのも入ってくると思うんです。検討した他の政策の内容、他の自治体、類似団体との比較とあって、もろもろのことがありますし、この第7条だけでもかなりの、議会としての明確な姿勢を示させておられるということで、その中でもある程度は、今のこのやりとりについてもこの中へかかわってくるんじゃないかなというような感じがしておりますので、いま一度、この基本条例の第7条、8条を精査していただきたいと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員　それからもう一点。

あと2番のほうなんですけど、先ほども成人式の礼が手紙で来ておったというのがありますので、執行部におかれましては、もう徹底的に、学校等も含めましてメールを活用していただくように、議長のほうから、また執行部も、出席とか。

あと、民間から来るそういったはがきについては、私が議員になったときは、議会事務局も、議員の定数も20人ぐらいいましたのであれですけど、6人ぐらい職員がいました中で、正職員3人でいて、嘱託というか、臨時職の方1名という形なもので、我々としては、これは長らく議会改革してきた中では、自分らのことは自分らで判断するというような形で来ておるもので、民間から招待を、個々を通じて来る場合は別ですけど、個々に来る場合は対応できないし、民間から来た場合も、議会事務局がまだ返事が来ていないという通知がありましたよとって便宜を図っておるみたいなんですけど、その辺は、我々はそういったものも、年間通じておたら来るといような話で、できるだけ、余り事務局に煩わせんようにタブレット

を導入した経緯もございますので、その辺もまたもう一遍、効率よいあり方をタブレットを通じて議論したい。我々、まずもってそれをすべきじゃないかなと思いますので、お願いしたいと思います。

○村田委員長　この問題につきましては、今、事務局の現在の対応を局長からお聞きして、今後どうしていくかということは、議長、副議長でお決めにいただければいいと思いますので。

○岩本議会事務局長　先ほどもお話がございましたように、相手先の案内の仕方によって対応は変わってくると思うんですけども、研修等の案内の場合は事務局へ来ることがほとんどですので、事務局で出欠確認をさせていただいて、まとめて報告をさせていただくという形をとっております。

あとは、民間からの各イベント等の招待状につきましては、各議員さんに行くことがほとんどですので、その際、返信用のはがき等も入っておることがありますので、それはもう個人で対応していただければなというふうには思っております。

以上です。

○村田委員長　他にございませんか。

第1点目の提案をいただきましたことでございますけれども、議長、それから三鬼委員、濱中委員からそれぞれ御意見がございました。どこまで進んでおるかという進捗状況のことだと思えますね。これは、一般質問をどうしたか、それから、それに対して答弁がどうだったかということは地元紙2紙がありますし、詳細に報道していただいておりますし、また、うちも……。何だった。

(「ユーチューブじゃない」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　違う違う違う。

(「ワンセグ」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ワンセグで放映されておりますね。

議会に興味のある方はほとんど、その辺のところは十分把握をされておるんですけども、全くタブレットも見ない、新聞も余り見ないという方については、それこそえっというような、そういうお問い合わせがあるということはあります。これは事実です。

ただ、先ほど私も申し上げましたように、議員個々の質問をいろいろまとめてやってくれということについては、執行部にも御負担をおかけしますし、やっぱり一般質問というのは議員個々の責任においてやっておりますので、また、議会開催中でなくても、担当に行って御確認をいただけるとか、それから委員会の場もありま

すので、委員会はそこまで詰められるかどうかということは別問題として、ある程度の聞き方はできると思いますし、また、一般質問も、3カ月に1回本会議がありますので、そこでもう一回念押しをすとか、いろんな方法があると思うんですね。さりながら、今、三鬼委員さん、各委員さんがおっしゃられたようなこともありますので、今後の検討課題として一応検討させていただくということで、楠委員、よろしいですか。

○楠委員　オーケーです。

○村田委員長　そういうことで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

その他、何かございませんか、特別に。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さんでした。

(午前10時30分　閉会)